

# I 令和2年度 事業報告

<令和2年4月1日～令和3年3月31日>

今年度は、一級建築士の登録・閲覧事務を担う「中央指定登録録関」として、47建築士会協力の下、改正建築士法による新たな制度に対応して登録事務等の遂行に万全を期すとともに、建築士の資質の維持・向上及び業務環境の改善を図り、以って公益法人として広く国民の福祉増進と自律的監督体制強化に一層寄与することを基本施策に掲げ、以下の重点施策のもと、諸事業を実施した。

## [重点施策]

1. 改正建築士法に対応した建築士免許登録の円滑な推進
2. 一級建築士の登録・閲覧事務の円滑な運用
3. 建築士の資質の維持・向上
4. 改正業務報酬基準の周知・普及と建築士の業務環境の改善
5. 会員増強の推進
6. 地域に根差したまちづくり等専門活動の推進（自治体との連携強化）
7. 継続能力開発（CPD）制度及び専攻建築士制度の社会的活用の推進
8. 国際化への対応
9. 広報・情報活動の積極的展開

今年度の事業の実施状況は、以下の通りである。

なお、日本国内における新型コロナウイルス感染症の拡大していることを受け、国土交通省より感染予防のために業務の実施にあたって留意すべき事項について通知があり、本会においてもマスク着用、手指消毒、時差出勤を奨励、WEBによる会議の開催、業務の一部を在宅で行う等、新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した活動に努めた。

## [事業内容] <公益目的事業別>

### <公益目的事業-1 建築士の教育及び調査研究・普及宣伝事業>

#### 1. 建築士の資質の維持・向上に係る事業

##### (1) 建築設計・施工に係る技術研修の実施

###### 1) 建築士定期講習の開催支援

令和2年度も47建築士会の協力の下に建築士法第22条の2に基づく建築士定期講習を実施した。新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、第1期の開催は見合わせ、実施状況は以下の通り。

- ・第1期（4月～6月） 実施なし。
- ・第2期（7月～9月）  
受講者数 4,954名  
（昨年度比1,260名増、3年度前比417名減）  
実施会場数 107会場  
（昨年度比48会場増、3年度前比36会場増）
- ・第3期（10月～12月）  
受講者数 6,814名  
（昨年度比名2,684名増、3年度前比1,926名増）  
実施会場数 129会場  
（昨年度比63会場増、3年度前比63会場増）
- ・第4期（1月～3月）  
受講者数 6,016名

（昨年度比4,572名増、3年度前比767名増）

実施会場数 114会場

（昨年度比82会場増、3年度前比47会場増）

令和2年度計17,784名

（令和元年度比5,284名増、3年度前比1,858名増）

##### 2) 監理技術者講習の実施

建物全体の更なる品質確保・向上に資するため、施工分野の約60,570名の一級建築士をはじめとする建築技術者を対象に、建設業法第26条に基づく監理技術者講習を、建築工事を主体とした講義内容で38建築士会協力の下に実施した。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、一部、講習の実施には「自宅学習方式」\*を採用した。

・実施建築士会数34士会

・会場数305会場

・受講者数1,439名

\*「自宅学習方式」：受講者へ教材、試験問題・答案用紙を送付し、各自が自宅で学習後、自署による学習報告書を答案用紙と共に提出（郵送）する。

##### 3) 既存住宅状況調査技術者講習の実施

改正宅建業法に基づく建物の構造安全性等を調査する技術者として、同法により建築士のみがその調査に携わることが出来ることを踏まえ、建築士の資質の向上に資するため、講義と修了考査による技術研修を47建築士会の協力の下に全国で実施した。

令和2年度の実施状況は以下の通り。

・新規講習：受講者数 774名、会場数 50会場

・更新講習：受講者数 7,441名、会場数 151会場  
（オンライン通常コース、工業化住宅コース含む）

なお、12月より更新講習にオンライン方式による講習を開始した。

##### 4) 「建築作品賞」・「木の建築賞」の実施

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しがつかず、応募作品の現地審査が実施できないこと等を踏まえ、令和2年度は審査を行わず、令和3年度に第1回作品賞審査を行うこととした。

また、第2回作品賞については、募集を1年延期して令和3年度に行い、審査を令和4年に行うこととし、第3回以降順次年度をずらして行うこととした。

木の建築賞も今年度の実施は見合わせた。

##### 5) 建築関係図書の発行

令和2年6月に「設計図書整合性向上ガイドライン」を発刊した。詳細は後述。

##### 6) 様々な課題に対応できる建築士の養成

###### ① 応急危険度判定講習会の実施

地震による全壊、半壊など倒壊建物の安全性等を判定する応急危険度判定士を養成し、被災自治体等からの派遣要請に応えるため、建築士の技術向上にも資する講習として、建築士会の協力の下に講習会を実施した。

・実施士会数10士会

・受講者数1,168名

###### ② 公共建築物の中大規模木造の実現・普及

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（略：公共建築物等木材利用促進法）」が平成22年に施行され、低層の公共建築物などは原則として木造化、木質化することが義務付けられた。本会では、平成27年度より国土交通省からの要請を受け、中大規模木造建築の普及のため同設計に携わる設計者（技術者）を養成するためのセミナーを実施している。令和2年度の実施状況は、以下の通り。

- ・実施士会数11士会
- ・受講者数名323名

③ ヘリテージマネージャーの育成

ヘリテージマネージャー（略：HM、地域の歴史的な文化遺産を発掘し、保存・活用等を通して地域の活性化に資する能力を持った人材）の育成を行った。この育成のための講習（60時間）は、基礎的素養の習得を目的とするもので、この講習だけでは、歴史的建造物の修繕や改修の実務を担うことは難しい状況を打開すべく、「歴史的建造物の保存活用」に確実に対応できる人材を育成する目的で、「スキルアップ講習」（標準22時間）の実施方を各建築士会に依頼した。

<60時間講習>

令和2年度は、大阪府建築士会（受講者25名）と広島県建築士会（同18名）で実施。

これまでの累計での実施状況は以下の通り。

- ・建築士会も含めた実施団体46団体
- ・延べ修了者数 5,162名

<22時間講習>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止した。

④ 建築相談員の養成について

令和2年4月施行の民法改正の内容を反映するため「建築相談委員のための研修テキスト」の改訂に向け準備を進めている。研修については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を見合わせた。

⑤ 空き家の活用に関する研修の実施

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を見合わせた。

⑥ 換気診断アドバイス講習テキストの作成と各建築士会への提供

新型コロナウイルス禍において、換気の悪い密閉空間がクラスターによる感染拡大の発生要因ともなっている。そこで、飲食店、店舗等対象に部屋の換気状況を確認し、そのアドバイスを行える建築士を養成するため、テキストや講習用のDVDを作成し、建築士会へ提供し、講習会を開始した。講習を修了した会員建築士は建築士会にアドバイザー登録する仕組みを整え、依頼者からの要請に応えることとしている。

<第1回開催>

令和3年3月31日（東京建築士会）

- ・受講者数 41名
- ・登録者数 6名

(2) 設計、ゼネコン、工務店、サブコン、伝統技能者との連携

1) 設計図書整合性向上ガイドブックの作成

建築技術委員会に設計図書検討部会を設け、建築の品質向上のために、設計図書の不整合の問題に焦点をあて、特に設計図書の整合性向上を主題に取りまとめ、各段階における具体的な課題を洗い出し、課題解決方策の整理等を行い、その成果として令和2年6月に「設計図書整合性向上ガイドライン」を発刊した。

第1章 刊行の趣旨

第2章 整合性課題の収集・整理・分析

第3章 設計から施工に至る図面作成プロセスで顕在化した課題

第4章 建築生産に内在する整合性に影響する重要な課題

第5章 設計変更に伴う整合課題

第6章 発注者・設計者・施工者をつなぐ～課題解決のための具体策

第7章 おわりに

整合課題事例<84事例>

巻末資料

同ガイドブックは、国土交通省官庁営繕部より全国営繕主管課長会議（令和2年10月）において配布された「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」において、「2. 適正な履行期間の設定」の中で当ガイドブックに掲載されている「適正な設計期間」が引用・紹介された。

同ガイドブックをテキストにしたオンラインセミナーを開設した。

2) 建築施工系技術者の育成

建築技術委員会の下に設置している建築施工系技術者育成部会にWGを設置して、施工図に係る課題とその解決策を探るべく検討を行った。

(3) 継続能力開発（CPD）・専攻建築士制度の普及・推進

1) CPDの行政機関での積極的活用へ向けた運動

CPDの活用について、工事入札時の総合評価点の加点や設計プロポーザルの加点評価にも採用されるよう、各行政機関への働きかけを引続き行った。

・3月末現在、登録者数74,279名

・行政機関での採用：44道府県、46市、3町、国交省、内閣府等

2) 専攻建築士登録更新の推進と行政機関での積極的活用へ向けた運動

各建築士会を通じて更新時期を迎える者にその旨の通知を実施し、更新手続きの促進を図るとともに、登録者に対するメリット付与（例：プロポーザル方式による設計者選定の条件として、専攻建築士を明記すること）に関して引続き検討した。また、社会環境の変化への対応として令和2年度は新たな専門分野表示の追加（歴史的建造物保存活用、中大規模木造建築、既存住宅状況調査）、を行った。

令和2年度の認定は令和3年3月に専攻建築士認定評議会において以下の認定を行った。

・登録者数 2,952名、

・新規 14名、更新 616名、更新率 56.9%

(4) 建築士を目指す人への支援

- 1) 高校生を対象とした、コンペ「建築甲子園」の実施  
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から本年度の建築甲子園全国大会は中止とし、各都道府県の教育現場等の状況を勘案し実施可能な建築士会にあっては、地方大会を実施することとした。コロナ禍にも拘わらず建築甲子園に協力していただく観点から、本年度に限り、地方大会を実施する建築士会に対し、一定額を限度に連合会が支援を行った。
  - ・地方大会の実施士会数 9士会
- 2) 新規建築士登録者向け「建築士免許申請ガイドブック」の作成  
建築士試験合格者等を対象に、改正建築士法による建築士免許登録時に必要な建築関係実務等について解説する建築士免許申請ガイドブックを作成し、各建築士会へ提供した。
- (5) 公益財団法人建築技術教育普及センターへの協力  
建築士試験の実施等に対し、試験監督員等の派遣や試験実施全般の運営に関し全面的に協力を行った。

## 2. 建築士及び建築士会会員の指導、連絡に係わる事業

- (1) 建築士関連制度等に係わる事業
  - 1) 改正建築士法等への対応  
建築士法が改正され、従来の建築士試験の受験資格要件であった実務経歴が令和2年以降は原則として建築士免許登録の要件に変更となった。改正法の円滑な運用・実施に向け、会員等への周知を図った。
  - 2) ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の社会実験について  
建築士法第24条の7第1項に基づき、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士をして、重要事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならないこととされている。本規定については、従来、対面による説明を行うことを前提に運用されてきたところ、国土交通省では、令和2年度 IT を活用した重要事項説明の社会実験を実施し、本会では47建築士会の協力を得て、同社会実験に協力を行った。
- (2) 建築士の業務環境の改善
  - 1) 建築設計業界における新型コロナウイルス感染症による影響調査への協力  
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各業界への影響を正確に把握するため、国土交通省からの依頼により、新型コロナウイルス感染症による影響調査への協力を行った。
  - 2) 改正業務報酬基準（告示98号）の周知・普及  
令和2年度に引き続き、平成30年度に実施をした業務報酬基準説明会の動画をHPで公開する等周知・普及促進に努めた。
  - 3) 改正民法に対応した設計・工事監理及び工事請負契約約款等の普及  
昨年同様に、各種約款・契約書の販売等を行った。
    - ・改正民法に対応した四会連合協定・建築設計監理

業務標準委託契約約款

- ・改正民法に対応した民間（七会）連合協定工事請負契約約款
  - ・改正民法に対応した小規模建築物向け建築設計監理業務委託契約書
  - ・改正民法に対応した小規模建築物設計施工一括用工事請負等契約約款
- 各種約款の改正内容等を解説する講習会について、契約約款等部会において検討を行った。
- (3) 建築基準法・建築物省エネ法等改正への対応
    - 1) 改正建築物省エネ法への対応  
令和2年5月17日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）」の改正内容等を解説する講習（オンライン講習）の周知を行った。  
<主な改正内容>
      - ①中規模のオフィスビル等の基準適合義務の対象への追加
      - ②戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度の創設
      - ③地方公共団体の条例による省エネ基準の強化  
また、会誌「建築士」に、令和3年4月1日から施行される建築主への説明義務制度に関する詳細な解説を掲載し、制度の施行に備えた。
    - (4) 国際間の諸問題の検討及び情報交流の推進
      - 1) 日・韓・中建築士資格者団体との協議会開催  
日本、韓国、中国の3カ国の建築士の友好関係構築と情報交換・共有を目的に、平成9年より各国持ち回りで協議会を開催している。  
令和2年度は、韓国で開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が見送られた。
      - 2) APEC エンジニア・アーキテクトへの対応  
制度運営事務局である公益財団法人建築技術教育普及センターの関係委員会へ委員を派遣し、制度運営に協力を行った。
    - (5) 建築士会会員の指導、連絡、組織の強化
      - 1) 機関誌「建築士」の発行及び建築技術等情報の発信  
本会の機関誌である「建築士」は、毎月1回の発行を行っている。情報・広報委員会の編集部会において、毎月変わる特集は、綿密な準備のうえ、企画・検討を行っている。その他、各地の情報や旬な情報のトピックス及びCPD研修としても活用している連載講座では、全国の会員に技術的情報の発信を続けている。また、本会が実施する公益活動の一環として、大学や行政機関および図書館等にも併せて同誌を配布している。  
HPを介して行政等からの情報や建築関連団体等が行う各種の建築技術セミナーなど、最新の情報発信を通じ、建築士の資質向上に供した。
      - 2) WEBによる入会受付、図書購入等のシステムの運用  
建築関係図書等の購入について、窓口販売等のほか、購入希望者の負担を軽減のためWEBからも購入可能とするシステムを引き続き運用した。
      - 3) 建築士会を通して実施する講演会等

建築士法施行日が「建築士の日」と定められていることを踏まえ、その日を相前後し、全国の建築士会で文化講演会始め、日常から行われている市民に対する建築士の社会貢献活動を更に周知するために市民との街歩きや建築相談会、学生たちとの建築討論会等、様々な行事を各建築士会協力の下、新型コロナウイルス感染拡大により昨年度より少ない回数で、また、一部 WEB 方式を取り入れて実施した。

(6) 建築に関する調査研究・普及宣伝

1) 令和2年度建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業

＝国土交通省補助事業＝

① 事業名：「建築士資格制度の改善のための調査・研究等事業」の提案について

② 内容

- ・今回の改正建築士法に関する評価に関する調査・分析等
- ・試験制度の改善に関する調査・分析等
- ・建築士の業務領域等に関する検討
- ・建築士の実態把握と活動にかかる資質の確保に関する検討

2) 令和2年度建築技術教育普及センター普及助成事業

① 事業名：「住宅・建築物に係る強風・豪雨災害対応円滑化事業」

② 内容

平成30年、令和元年の台風災害を踏まえ、今後の強風・豪雨災害に備え、災害対応の問題点・課題等の整理、各種資料、ツールの収集・整理や浸水住宅の復旧相談の際に不可欠となる復旧概算額を簡便に算出するシートの作成を行うとともに、強風・豪雨災害時の建築士会防災活動指針を検討・作成する。

- ・各士会の強風・豪雨災害への取り組みの把握と、課題・問題点の抽出
- ・強風・豪雨災害に係る復旧支援のための資料・ツール等の収集と整理
- ・浸水住宅復旧概算額算出シートの検討
- ・強風・豪雨災害に係る建築士会防災活動指針の作成

3) 首里城火災に係る再発防止検討委員会からの受託事業＝沖縄県補助事業＝

① 事業名：首里城火災に係る再発防止検討業務

② 内容

- ・首里城火災に関する事実関係の整理・分析
- ・首里城火災の原因の整理・分析
- ・県営公園区域及び県管理区域の防火対策や管理体制等の在り方検討及び再発防止策（案）の作成

4) 令和2年度文化庁委託事業

① 事業名：令和2年度近現代建造物緊急重点調査（建築）

② 内容

- ・本調査事業は、戦後に造られた建築物のなかで、一定の価値が認められる建築物のリストを作成し（1次調査）、そのなかで特に重要な価値を持つものについて詳細調査を行うものである（2次調査）。1

期は、神奈川、奈良、2期は、静岡、鹿児島、今期は3期の1年目であり、岡山と香川が実施地である。1次調査と2次調査の一部を実施した。

5) 令和2年度熊本県委託事業1

① 事業名：令和2年度熊本地震文化財建造物復旧支援事業現地調査及び所有者支援並びに調査報告書作成業務

② 内容

- ・平成29年2月、熊本県が創設した文化財建造物の修理を支援する補助金制度を活用した復旧支援事業である。
- ・現地調査・所有者支援
  - 1) 工事費見積書作成業務
  - 2) 修理方針作成、工事内容確認業務
- ・調査報告書作成業務
- ・相談窓口業務

6) 令和2年度熊本県委託事業2

① 事業名：令和2年度熊本地震文化財災害復旧事業の建造物に係る登録有形文化財意見具申書類作成業務

② 内容

- ・熊本地震文化財災害復旧事業の対象建造物に係る登録有形文化財意見具申書類作成業務を行うものである。今年度、歴史的価値の高い登録化の対象建造物として、8件について意見具申書類を作成した。

7) 建築基準法第3条第1項第三号に基づく都道府県その他条例モデル案の作成

平成30年3月に取りまとめられた「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」は市町村が条例制定に取り組むことを想定しているが、特定行政庁となっていない市町村向けに都道府県が条例を制定する場合も選択肢の一つとして位置付ける必要がある。このため、TFを設置し都道府県版モデル条例素案を作成した。

8) 新型コロナウイルス感染症対策のための換気アドバイスのためのテキスト作成

建築物における適切な換気の普及を通じて新型コロナウイルス感染予防を図るため、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置、同委員会の下にTFを設置してアドバイスのためのテキストを作成した。

### 3. 地域実践活動の戦略的展開

(1) 建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会

「景観デザインレビュー」の考え方を自治体に普及するため、本会が事務局となり建築関係5団体により構成される推進協議会を運営し、普及支援活動に取り組んでいる。今年度の推進協議会はWEB会議により開催、今後、「景観デザインレビュー」を普及支援活動に取り組むこととした。

(2) 建築相談体制の整備・拡充・支援

各建築士会が行う市民向けの建築相談窓口については、地域社会への公益に資する重要な活動の一つと位置づけている。「建築相談本部会」が、相談窓口の開設、運営等を解説したガイドブック（小冊子）を

作成し、各建築士会の建築相談窓口の立上げ・運営等を支援している。

(3) 青年建築士・女性建築士・まちづくり活動への支援・推進

第63回全国大会広島大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を延期としたため、各セッションでの青年委員会、女性委員会、まちづくり委員会の活動発表も延期となった。

1) 青年委員会活動の推進

令和2年度の全国青年委員長会議は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEBを活用し、「万事、見にやわからんぜよ」をテーマに情報・意見の交換を行った。

2) 女性委員会活動の推進

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全国女性建築士連絡協議会の開催は見合わせ、WEB(ZOOM)による全国女性委員長(部会長)会議を開催し、各建築士会の女性委員会活動に関する情報交換等を行った。

3) まちづくり委員会活動の推進

令和2年度全国まちづくり委員長会議(第29回まちづくり会議)、テーマ『復興10年とまちづくり』教訓と備え‘そして未来へ‘宮城「女川」で集い語ろう! 紡ぐ「まちづくり』を、令和3年2月5日(金)、6日(土)に、女川温泉華夕美コンベンションホール「おながわ」にて開催予定であったが、コロナ禍の中、緊急事態宣言の発令により、令和2年度全国まちづくり委員会会議(第29回まちづくり会議)は中止となった。当日、発表を予定していた内容は誌「建築士」7月号に活動報告を紙上掲載することとした。

〔公益目的事業 -2一級建築士登録等事業〕

1. 改正建築士法に対応した建築士免許登録体制整備と円滑運用

建築士法が改正され、従来の建築士試験の受験資格要件であった実務経歴が令和2年以降原則として建築士免許登録の要件に変更となった。このため、具体的な実施を行うことを目的として建築士・事務所登録閲覧システムの改修及び免許登録マニュアルの改訂等を行った。

1) 建築士免許登録に係る事務局体制の強化

平成30年12月に建築士法が改正され建築士試験の受験要件の実務経歴が原則として建築士免許登録要件に変更されたことにより、一級建築士の指定登録機関である本会が免許登録申請者の実務経歴の審査を行うことになった。また、二級・木造建築士の免許登録については都道府県の指定登録機関である建築士会で免許申請者の実務経歴の審査を行うこととなり、審査の方法・基準・体制等の構築が必要であった。

以上のことを踏まえ、改正建築士法等の適切で円滑な運用を目的に、一級建築士、二級・木造建築士に係る指定登録機関の統一的な執行体制の確保を図ること及び建築士制度の見直しに係る周知に関する次の事業を行った。

① 異なる登録機関においても統一的な実務経歴の審査を行なうことを目的とした建築士登録機関等連絡協議会の設立

② 建築士・事務所登録閲覧システムの改修(新たな入力項目として学歴等コードの登録、普及センターより送付されてくる卒業証明書等のPDFファイルと合格者データとの紐づけ等)建築士制度の見直し内容を周知するためのリーフレットの作成・周知

③ 一級免許登録マニュアルの改訂及び建築士会等に対する二級・木造免許登録マニュアル案の提示  
特に②及び③については、ブロック単位で説明会を実施し併せて建築士会等との意見交換会を行った。

2) 建築士免許登録要件となる実務経歴の審査

実務経歴審査委員会による審査を開始した。

3) 大学院における実務経歴の確認、審査

各大学にインターンシップに係る情報の提供を行うとともに、令和2年3月1日に施行された改正建築士法に対応するため、本会に大学院実務経歴確認審査委員会を設置して各大学院よりの申請内容の審査を行った。

審査の結果は、以下のとおりである。

(新規申請)

新規申請は8件あり、申請されたインターンシップ科目及び関連科目が大学院における実務 経験の要件を充たすことを確認した。

(変更申請)

変更申請は41件あり、申請されたインターンシップ科目及び関連科目が大学院における実務経験の要件を充たすことを確認した。

2. 建築士名簿の適正な管理

本年度も建築士の登録、名簿の閲覧事務について、適正に業務を遂行した。

3. 登録・閲覧状況

今年度の登録・閲覧状況は、以下の通り。

(登録状況)

- ・新規1,842名、
- ・再交付313名、
- ・登録事項変更443名、
- ・再交付+登録事項変更15名、
- ・携帯型への変更479名、
- ・書換え10名、カード型免許証明書 3,102枚(累計92,974枚)、
- ・登録証明書(免状型) 184枚

(閲覧状況)

- ・閲覧者 :47士会255名、本会登録部68名、
- ・閲覧対象者 :47士会371名、本会登録部715名、登録内容証明(本会登録部のみ) 63名、
- ・資格確認代行(本会登録部のみ) 5,738名、登録証明書(本会登録部のみ) 168名

(各建築士会等から受注している二級・木造建築士免許カードの作成)

- ・44都道府県建築士会及び3県庁から携帯型免許証明書の作成依頼数は計6,832枚

## 〔公益目的事業 -3全国大会事業〕

### 1. 第63回建築士会全国大会（広島大会）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来年度に延期（令和3年11月20日（土）・21日（日））し、以降の全国大会についても順次1年ずらして開催することとした。

### 2. 伝統技能者への表彰

建築士会の会員、非会員を問わず、神社仏閣の修復・保全を始め、和の住まいとしての畳や襖、左官など日本古来の木造伝統建築に携わる技能者や、これらの技術を絶やさず後世に伝えるために後継者育成に努めている伝統技能者に対し、全国大会式典において表彰状を授与しその功績を讃えている。今年度は全国大会が延期となったため、来年度の全国大会に招待することとしている。

## 〔公益目的事業 -4建築士による地域貢献活動等への助成事業〕

以下の活動支援、助成を行った。

### 1. 建築士会等の災害対応活動への支援・協力

災害対策特別委員会を設置し、情報収集、支援策の検討・実施等を行った。また、実際に昨年台風の被災地（長野県）を訪れ、関係者等へのヒアリングと現地視察を行い、地震風水害対策用建築士会事前防災活動指針を作成した。

### 2. 青年委員会、女性委員会、まちづくり委員会による活動への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、建築士会の青年委員会、女性委員会、まちづくり委員会の活動は大きな制約を受けたが、ブロックでの諸活動に対し助成を行った。

## 〔その他事業 相互扶助等事業〕

令和2年度も以下の事業に取り組んでいる。

### (1) ブロック会への助成

各建築士会間の情報共有や本会からの事務伝達等の周知、並びに建築士会活動の一層の活性化等を通じ地域の健全な発展に資するため、助成を行ってきた。

今回の新型コロナウイルスの大流行は会員である都道府県建築士会の事業運営に大きな影響を与えたが、今後もこのような感染症の流行や大規模な災害の発生等により、都道府県建築士会への支援が必要になることが考えられる。そのような状況下において都道府県建築士会に対し、助成や貸付のような形で資金や物品等を融通することが出来るよう内閣府公益認定等委員会へ「その他の事業（相互扶助等事業）」について変更申請を行い認められた。

### (2) 建築士会における ICT 活用推進に係る助成

新型コロナウイルス感染拡大により単位士会においてコロナ対策と ICT の活用が模索されているが、ハード・ソフトの整備やコンサルティング、WEB を利用したイベント・講習の試行等に一定の費用を要することが隘路となっている。

そこで、ICT の活用を図ることにより会員サービスの向上に取り組む建築士会（47士会）に対し、令和2年度に

限り一定額を限度に助成を行った。

### (3) 47建築士会との連携による会員増強運動の推進

#### 1) 会員増強 TF の提言に基づく運動の展開

会員増強タスクフォースにおいて会員増強に関するアンケートの実施結果を踏まえた提言に基づき会員増強運動の推進を行った。新型コロナウイルス感染拡大の中、建築士会活動が停滞しないよう IT を活用した新たな活動方法の検討を行った。

#### 2) 建築士製図試験合格者への対応及び入会促進

建築士試験合格者等を対象に、改正建築士法による建築士免許登録時に必要な建築関係実務等について解説するセミナーの実施に向け、建築士免許申請ガイドブックを作成した。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の中セミナーの開催実績はなかった。

### (4) 保険制度等の加入促進

令和3年3月末現在の加入状況は以下の通り。

- ・建築士賠償責任補償制度 6,624事務所
- ・けんぱい（勤務建築士用） 117人
- ・工事賠償責任補償制度 154社
- ・既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険 146社

### (5) 全国大会における会員表彰

建築士会の発展等に尽力した会員に対し、その功績を称え、全国大会において連合会会長表彰として本会会長から表彰状等を授与し、感謝の意を表してきた。令和2年度は全国大会が延期となったため、各建築士会単位で表彰願うこととした。

なお、令和2年度の表彰者は令和3年度の全国大会に招待することとしている。

### (6) その他、

建築行政をはじめ、応急危険度判定協議会、住宅リフォーム・紛争処理支援センターとの連携・協力を行った。

以上

## 令和2年度事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の付属明細書」に記載すべき事項については、「本報告書の内容を補足する重要な事項」がないため作成しない。